

○ 組織・業務全般の見直し対象法人

- ・独立行政法人国立健康・栄養研究所
- ・独立行政法人労働安全衛生総合研究所

【 見直しに向けたスケジュール 】

- ① 評価委員会で見直し当初案を審議（総会での審議：8月27日）

↓

- ② 概算要求提出期限（8月末日）に見直し当初案を総務省に提出

↓

- ③ 予算編成の過程における関係省庁との調整の一つとして政・独委から「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」が通知（11月26日）

↓

- ④ 「勧告の方向性」を踏まえ、厚生労働省において「見直し当初案」を精査し、「組織・業務全般の見直し案」を検討

↓

- ⑤ 評価委員会で「見直し案」について審議（今回）

↓

- ⑥ 見直し案の策定・公表

↓

- ⑦ 見直し案を基に、次期中期目標・次期中期計画を策定
（調査研究部会において次期中期目標・次期中期計画を審議（2～3月頃））

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第35条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（3 略）